備中地区各消防長 様



救急車以外の消防車両で災害出動した救急救命士の特定行為実施について このことについて、令和5年6月29日に開催された、令和5年度備中地区メディカルコントロール協議会において承認されました。今後の活動は次のとおり実施願います。

記

## 1 適用される場面

住宅、道路、その他の場所で発生したすべての救急事案で消防車両に乗車する救急救命士 が傷病者を観察した結果、緊急に特定行為を含む応急処置が必要であると判断した場合。

## 2 適用地域

備中地区各消防本部の管内で発生した事案。(応援協定等により、備中地区以外の消防本 部の管轄に出動した場合は適用しない)

## 3 適用範囲

当該消防本部内または、岡山県下消防相互応援協定等により出動した備中地区消防本部間の連携において適用する。

## 4 適用条件

次の(1)~(3)(ただし書きを含む)のすべての条件を満たす場合

- (1) 医師とオンラインメディカルコントロールが受けられる状況であること
- (2) 特定行為を行う救急救命士が2年以内に再教育病院実習を受けていること
- (3) 医療機関収容まで傷病者管理ができること

※ただし、同等の認定を受けた救急救命士が医療機関に搬送する救急車に乗車している場合は、特定行為を行った救急救命士は同乗せずに引継ぐことができる。